

那覇市役所本庁舎地下駐車場排気ファン取替修繕仕様書

1. 目的：那覇市役所本庁舎地下1・2階に設置されている排気ファンについて、長年の使用により著しい劣化が見られ、現在は故障により停止している状況であるため、駐車場内の換気機能維持と安全確保を目的として、排気ファンの取替修繕を実施する。

2. 件名：那覇市役所本庁舎地下駐車場排気ファン取替修繕

3. 対象施設

名 称	那覇市役所本庁舎
所 在 地	沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
敷 地 面 積	7,883 m ²
建物延床面積	38,586 m ²
開 庁 時 間	平日8時30分～17時15分
閉 庁 日	土曜日、日曜日、祝日、慰霊の日（6月23日）、年末年始（12月29日～1月3日）

4. 履行期間：契約締結日～令和9年3月15日

5. 参考図面：仕様書別紙1（地下1階 空調換気ダクト平面図）

仕様書別紙2（地下2階 空調換気ダクト平面図）

6. 機器仕様

①地下1階排気ファン（2台：FE-B1-4-1・FE-B1-4-2）

エバラ DRM4 型両吸込マルチエースファン 4DRM4 11kw 三相 200V

f-C 型と同等以上の性能を有する機器（モーター含む）

※機器構成図は「仕様書別紙3（地下1階 FE-B1-4-1・FE-B1-4-2）」参照。

②地下2階排気ファン（3台：FE-B2-4-2・FE-B2-4-3・FE-B2-4-4）

エバラ DRM4 型両吸込マルチエースファン 3DRM4 11kw 三相 200V

f-C 型と同等以上の性能を有する機器（モーターは既設再利用）

※機器構成図は「仕様書別紙4（地下2階 FE-B2-4-2・FE-B2-4-3・FE-B2-4-4）」参照。

7. 業務内容

業務内容は次の通りとし、修繕業務の実施日は事前に双方協議の上決定する。

（1）排気ファン取替修繕業務

(2) 報告書の作成

(3) その他の取替を要する部品等の費用については、双方協議するものとする。

8. 提出書類

書類名称	提出時期
着手届（指定様式有）	契約締結後 7 日以内
現場代理人等届（指定様式有）	契約締結後 7 日以内
工程表（任意の様式）	契約締結後 14 日以内
資料材料承諾願 （指定様式有、製品詳細図等含む）	使用の 15 日前まで （製品発注 15 日前）
再委託通知書（指定様式有）	必要に応じて
完了届（指定様式有）	完了時
作業報告書（任意の様式）	完了時
請求書（任意の様式）	検査合格後速やかに
その他発注者が指示するもの	発注者が指定する時まで

9. 負担区分

(1) 修繕業務に要する器具・消耗品等や、作業後に不要になったものの処分については、受注者が負担するものとする。

(2) 修繕業務に要する光熱水費は発注者が負担するものとする。

10. 業務報告

受注者は業務終了後、すみやかに報告書を提出し、発注者の承認を得ることとする。

11. 法令の遵守、適用法令等

(1) 本業務の遂行にあたっては、必要な法令・規格に基づくものとし、その他、電気、機械に関する技術基準を定める省令及び告示、最新の規格等、関係法令に従って施工するものとする。

(2) 受注者は、那覇市公契約条例第 5 条に基づき、同条例の基本理念（公契約の適正な履行、適正な労働環境の確保、地域経済の健全な発展等）が実現されるよう、市が実施する公契約に関する施策への協力をする事。

(3) 受注者は労働基準法その他の法令規則を遵守すること。特に、業務にあたる者に対する賃金不払いがないようにすること。

12. その他

- (1) 修繕箇所での搬入・搬出・修繕については、来庁者や職員に対する安全対策を徹底すること。修繕においては、当市の担当者と密に調整を行い、市役所業務に支障のないよう配慮すること。
- (2) 開庁時の作業で市役所業務に支障がある場合は、閉庁時間に実施することとする。その場合、入庁の際は事前に入庁許可申請書を提出のうえ入庁すること。
- (3) 納品から1年以内に故障等が生じた場合は、部材費、工賃を含む全経費は受注者の負担で対応すること。
- (4) 排気ファンの法定耐用年数（15年）の間、修繕に要する部材等が確保できる製品であること。
- (5) 施工場所では常時腕章を着用すること。（腕章は受注者で準備し作業中は常時着用）
- (6) その他、契約書・仕様書に記載のない事項が生じた場合は、その都度、協議すること。